

## 第4回富岡町復興整備協議会 議事録

会 議 名	第4回富岡町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成28年3月23日(水) 午後14時10分～午後14時30分	
場 所	福島県 県庁本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	農林水産省	欠席により書面議決
	富岡町	産業振興課 課長 菅野 利行
		産業振興課 商工係長 安藤 崇
	福島県	企画調整部 土地・水調整課 主任主査 須藤 進
		企画調整部 地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部 農業担い手課 課長 大竹 浩二
		土木部都市計画課 課長 寺木 正宏

## 協議内容

### 1. 開会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について(公開)
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

富岡町復興整備協議会規約第7条の規定により、富岡町長の代理人の富岡町産業振興課長が議長となる。

### 2. 議長あいさつ(議長:富岡町産業振興課 課長 菅野)

### 3. 現状と課題

(議長:富岡町産業振興課 課長 菅野)

それでは、富岡町の現状と課題について、富岡町から説明願います。

(説明者:富岡町産業振興課 商工係長 安藤)

それでは、富岡町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙、「現状と課題」により説明】

(議長:富岡町産業振興課 課長 菅野)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

### 4. 議事

(議長:富岡町産業振興課 課長 菅野)

それでは、議事に入ります。前回、協議会会議を平成28年1月21日に開催し、

富岡町復興整備計画についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、

お諮りします。追加・変更点は1点でございます。

復興整備事業である大石原・下千里地区太陽光発電事業の実施にあたり、2haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、富岡町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので、同意について確認させていただきます。

それでは、富岡町から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

富岡町復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図等により説明】

(説明者:富岡町産業振興課 商工係長 安藤)

◆大石原・下千里地区太陽光発電事業に関する説明

今回の太陽光発電事業につきましては、事業者が民間事業者であることから、復興特区法第46条第4項の規定に基づき、事業実施主体から計画に掲載することについて予め、同意を得ておりますので、ご報告いたします。

＜事業内容・計画変更・様式8号・様式9号に関する説明＞

(議長:富岡町産業振興課 課長 菅野)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:富岡町産業振興課 課長 菅野)

他にご意見等なければ、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局から書面により同意を頂戴しております。

お手元の書面議決書をご覧ください。

＜書面議決書について説明＞

以上により、土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

これにて議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「富岡町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。

計画変更については、明日3月24日に町HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

5. 閉会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

【協議結果】

2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。